



# つちおと

## 春の慶事！

今年のGW、また一つ気仙沼支所管内でおめでたい出来事がありました。道の駅「大谷海岸」とその関連施設は、3/11の震災で全壊しましたが、震災直後から仮設で営業をしながら復興準備を進めてきました。そして遂に4月27日、「気仙沼本吉農林水産物直売センター」がリニューアルオープンしました。当日、現地では再開を祝う催しが執り行われ、挨拶、祝辞といったセレモニーに続くイベントでは、「大餅まき大会」、地元で伝わる郷土芸能の披露、「日本一海水浴場に近い駅」にぴったりの「フラダンスショー」、そしてご当地アイドルとして人気の「SCK」のステージなど、駆けつけた市民、観光客も大喜びの様子だったと駅長の米倉さん。新鮮な農水産物や水産加工品、またおいしい食事やスイーツなど、みなさんも足を運んではいかがでしょうか。



道の駅オリジナル海の幸てんこ盛りの「海鮮丼ぶり」(上)と“あの”食感が癖になる「フカヒレソフト」(右)



リニューアルした「直売センター」



本吉日門地区に伝わる「平磯虎舞」



イベントに華を添えた「SCK」

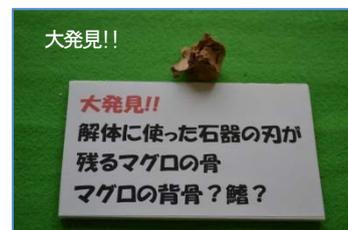
◆5月は、ゴールデンウィークといういかにも晴々とした日々を含む良い季節のはずなのだが、今年は何だかいつもと違う。スカッと五月晴れという印象がない。寒暖がめまぐるしく入れ替わる。雨と風がつかまとう。地球が「五月病」でもあるまい…

◆気仙沼市唐桑町大沢地区の防災集団移転促進事業に伴って実施されている埋蔵文化財調査。昨年10月からこれまで1日あたり40名余の方々方が作業に当たっているという。5月15日に報道関係者を対象に現地説明会が開催され、支所も同行の機会に恵まれた。説明によると、特筆すべきは「マグロの骨」の大量出土だそうだ。約7千年ほど前の縄文前期、既にこの地が海と生きていたことの証である。当初の予定どおり、6月末に調査は完了し、切土、宅地造成と事業が進められ、平成27年度から、縄文人が暮らしたその場所で新しい生活が始まる。

◆期間限定、数量限定という言葉に弱い。この時期、南三陸町でこのキーワードにピッタリ当てはまるのは「南三陸キラキラ丼」だ。町内の10の飲食店が新鮮な素材を活かしたオリジナル丼ぶりを提供している。昼ご飯を食べ終えたばかりなのだが、今すぐにも食べたい。みなさんもすぐ！（山）



調査地全景



出土品の一部



### ◆道の駅大谷海岸 駅長 米倉兵一さん

「日本一海水浴場に近い駅」として人気のスポットだった道の駅「大谷海岸」。3・11の震災により主要施設だったはまなすステーションはじめ、隣接する地場産品の売店などが全壊しましたが、震災から2年あまりを経て、直売店のリニューアルオープン、トイレの復旧など、着実に再開への階段を昇っているようです。

今回は、道の駅の駅長として施設の復旧や地域の観光振興等に取り組んでいる米倉兵一さんから話をうかがいました。

— 震災当時の様子はどのようなものだったのですか。

震災前には、レストランやマンボウの飼育水槽などを備えた「はまなすステーション」、売店、加工場など、充実した施設がありました。あの津波で全壊しました。

震災発生から約1か月半後の4月には、仮設ながら、売店、食堂、トイレ、事務所を再開しました。再開直後のゴールデンウィークは、地場産品の生産者も被災されたことから、人気の農水産物が入荷できず、震災で不足していた日用雑貨を販売しました。その後、生産者のみなさんの協力をいただきながら品数を戻し、先月末、直売店のリニューアルオープンを迎えたところです。

— 駅長に就任されたのは、一昨年8月とお聞きしています。震災後の大変な時に駅長就任を決断した理由は。

これまで地元企業のサラリーマンとして働きました。退職を迎え、地域のために自分のできることがないかと考えていた矢先に震災を目の当たりにし、そして駅長就任の打診をいただきました。これは「天命」だと思い、「道の駅『大谷海岸』を復興させよう」という心意気を胸に重職を引き受けることにしました。

— 駅長就任から今日まで多くのご苦労があったと思います。

最も苦労したのは仮施設での商品管理です。簡易な建物ですから冬は零下10℃、夏は40℃ということも度々。天井の結露が商品に落ちないように水滴をふき取ったり、猛暑の中で花きや生鮮品の管理に細心の注意を払ったり、スタッフ一丸となって対応しました。また、昨年8月にバーコードによる商品管理システムが復旧するまでは、売上げの計算、商品の管理や生産者への代金支払いなどをすべて手作業で行っていましたが、本当に大変でした。

— 道の駅を利用される方々に対して心がけていることは。

震災以降、道の駅を利用してくださる方々が私たちに話しかけることをためらっている印象を受けることがありました。仮施設ながらも道の駅は再開しており、以前のように気軽に道の駅を利用してほしいと考え、道の駅を利用してくださる方と積極的に話をするなど、『元気です。本吉』を合い言葉に積極的にアピールすることを心がけています。

— 先日、直売店がリニューアルオープンしましたが、今後の道の駅「大谷海岸」の復活のシナリオは。

道の駅「大谷海岸」は、気仙沼市の南の玄関口だと思っています。震災によってJR気仙沼線の一部区間が不通となっている現在、南から気仙沼市にお越しになる方は国道45号を利用しますので、震災前より道の駅「大谷海岸」の重要性が高まったと思っています。

今後、新たな「はまなすステーション」の再建が第一の目標になりますが、農水産物の販売については、生産者の協力を得ながら続けまいますし、また、産直以外でも、気仙沼が記憶に残るようなオリジナル商品の開発も続けたいと考えています。

これらに加えて、道の駅「大谷海岸」を様々な情報発信や防災といった機能を併せ持つ多目的施設として整備し、観光客はもとより、この地域の皆さんが気軽に立ち寄ることのできる、いわば「オアシス」のような場所にしてゆけたらと思っています。

米倉 兵一（よねくら ひょういち）さん

昭和23年気仙沼市（旧本吉町）生まれ。  
平成23年8月に道の駅「大谷海岸」の駅長に就任。  
被災した道の駅の再建、周辺地域の観光振興等に奔走する。

\*写真は、道の駅オリジナルスイーツ「フカヒレソフト」をPRする米倉駅長。



5月7日 復興特区法に基づく課税の特例の活用状況及びその効果の公表

今回は、5月7日に復興庁が公表した復興特区法に基づく課税の特例の活用状況及びその効果について御案内します。

課税の特例について

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づき、被災地の雇用機会の確保のため、地方公共団体は、復興推進計画を作成し、復興庁に対し、認定を申請することができます。

そして、認定された復興推進計画に定められた区域<sup>(※)</sup>内において、雇用機会の確保に寄与する事業を実施するものとして地方公共団体の指定を受けた事業者は、課税の特例を活用することができます。

※この区域を「復興産業集積区域」といいます。

課税の特例の例

(例) 指定を受けた事業者が、復興産業集積区域内において機械を取得し、事業に用いた場合に、機械の取得価格の特別償却又は税額控除。

(例) 指定を受けた事業者が、復興産業集積区域内の事業所に勤務する被災者に給与を支給した場合に、税額控除。

復興産業集積区域における特別償却又は税額控除

復興産業集積区域における法人税等の特別控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人<sup>(注1)</sup>が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除<sup>(注2)</sup>  
(取得価格の50%の特別償却又は15%の税額控除<sup>(注2)</sup> (26年4月1日～28年3月31日))

○建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除<sup>(注2)</sup>

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が罹災を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3) 本措置<法37条>、新規立地促進補助<法人のみ、法40条>、法人税等の特別控除<法38条>は、いずれかの選択適用。

平成28年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人<sup>(注1)</sup>が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者<sup>(注2)</sup>に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が罹災を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。  
①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者  
②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(注3) 本措置<法38条>、新規立地促進補助<法人のみ、法40条>、事業用設備の特別償却等<法37条>は、いずれかの選択適用。

**特別償却**

取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
資産等の区分		
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

**税額控除**

取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
資産等の区分		
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

**【参考】震災特別法第1弾で講じた措置  
(被災代替資産等の特別償却 (被災地域全域))**

取得等の時期	H23.3.11～ H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
資産等の区分		
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
建物・構築物	15% (18%)	10% (12%)

(注) カッコ内は中小企業等が取得等をする場合の償却

所得 → 即時償却 → 取得価格 → 税額控除 → 所得 → 特別償却 → 所得 → 税額控除 → 所得 → 特別償却 → 所得 → 税額控除 → 所得

※個人事業者の場合は所得税

被災者を雇用

被災被用者に対する給与等支給額 × 10%の税額控除

税額控除

納税額

法人税額

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

課税の特例の活用状況とその効果

この課税の特例の活用状況とその効果として、5月7日、復興庁は、昨年2月から今年3月末までに、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、

- ・ 指定を受けた事業者等の数は、1,352 (うち宮城県は、358。)
- ・ その投資見込額は、約9,700億円 (うち宮城県は、約2,477億円。)
- ・ 被災者の雇用予定数は、約64,000人 (うち宮城県は、約16,630人。)

との発表を行いました。

また、4月末時点の指定を受けた事業者等の数は1,430 (うち宮城県は、384。)です。

気仙沼支所も、今後とも引き続き、多くの事業者の皆様が、この特例措置を活用することにより、被災地における復興が加速化するようお手伝いしてまいります。

また、課税の特例の例に関する資料は復興庁ホームページ(下記URL)でも御覧いただけます。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130507\\_tokkuhoushiryuu.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130507_tokkuhoushiryuu.pdf)

(復興庁のトップページ → 復興に向けた取組 → 復興特別区域制度 → 東日本大震災復興特別区域法[平成25年4月1日現在])

# 復興関連事業の現場

復興関連事業の現場を  
写真とともに御紹介します。

今回は、「つちおと」第10号で着工式の様子をお知らせした南三陸町防災集団移転促進事業について、2月26日に着工式が行われた藤浜地区の現場の様子をお知らせします。

藤浜地区では、平成25年12月の造成工事完成を予定し、工事が順次進められており、現場を訪れた際も、写真のように作業が行われているところでした。

南三陸町の他の地区や気仙沼市でも復興関連事業の工事が順次進められており、気仙沼支所では、今後とも引き続き、復興関連事業の現場をお知らせしてまいります。

\*写真は、5月上旬に撮影した藤浜地区の様子。



## ナンプレにチャレンジ！！

		1	6		5	2		
	5		8	3	2		9	
	9	2				8	3	
		8		2		9		
	3	4				1	7	
		2		3	8	1		6
			6	4		9	7	

### ルール

・9マスごとの縦の列と横の列にそれぞれ1から9の数字が1つずつ入ります。

・太枠で囲まれた9マス(縦3マス、横3マス)にそれぞれ1から9の数字が1つずつ入ります。

### 【編集後記】

◆暖かくなってきたものの、ふと気づくと息が白い夜があり、寒暖差についていけない私は、今月も時折寒気がするため、5月になってもマスクや風邪薬にお世話になっています。皆様もどうぞお気をつけてください。

(前号のナンプレの回答)

3	7	9	1	4	8	2	5	6
2	8	4	6	7	5	1	9	3
6	5	1	3	9	2	8	7	4
1	4	3	6	8	7	6	2	9
5	9	8	2	3	6	4	1	7
7	6	2	4	1	9	5	3	8
4	2	6	7	5	3	9	8	1
8	1	7	9	2	4	3	6	5
9	3	5	8	6	1	7	4	2

## 南三陸きりぎり井



見事なまでの“競演” 南三陸町内の飲食店が「期間限定」「数量限定」で提供するウニ丼。地元で採れた新鮮な魚介類が満載…なんですが、実は写真にはスイーツが1品入っています。わかりますか？

「つちおと」がホームページから御覧いただけるようになりました！

URLは、

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/001177.html>

または、①復興庁ホームページ→②宮城復興局→③気仙沼支所だより「つちおと」にお進みください。

「つちおと」発行元（お問い合わせ先）

復興庁 宮城復興局 気仙沼支所

電話 0226-23-5301

FAX 0226-23-5310

復興庁ホームページ

<http://www.reconstruction.go.jp/>